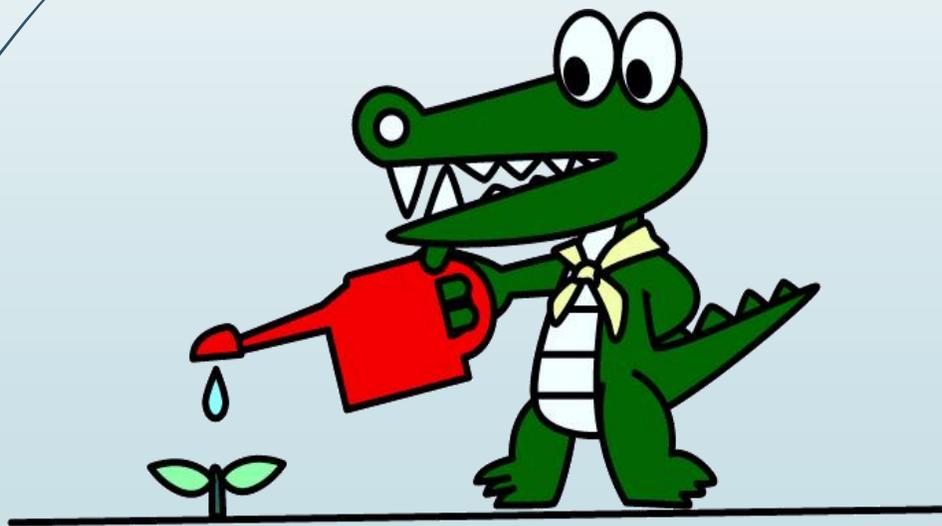


令和6年度（2024年度） 社会福祉法人・施設指導監査説明会



～はじめに～

日ごろより、豊中市の福祉行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

法人・施設におかれましては、本市の地域包括ケアシステム推進に向けて、利用者やご家族の皆様はもちろん、地域住民の皆様から信頼され、地域における公益的な取組みが広がることを期待しております。

令和6年度の法人・施設等への指導監査の実施でございますが、本説明会終了後から実施を予定しておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。



説明会 次第

- 令和5年度の主な指摘・指導事項について
- 令和6年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針について
- 周知事項①
 - ・ 好事例集のお知らせ
 - ・ 社会福祉連携推進法人制度HPのお知らせ
 - ・ 労働条件明示の制度改正のポイント
- 周知事項②
 - ・ 法人の不正事案に関する注意喚起について
 - ・ 施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて
- 事務連絡



令和5年度の主な指摘・ 指導事項

4



○本部運営

◆評議員会及び理事会の決議について

【具体的な指導事項】

- 評議員会の決議を行う際は、**特別の利害関係**を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認すること。
- 理事会の決議を行う際は、**特別の利害関係**を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が理事について確認すること。



● 特別の利害関係のある役員等が
いないことを確認する方法について

	確認の方法	議案ごとの確認	議事録への記載
①	理事会・評議員会の決議前に特別の利害関係の有無を確認する。	要	要
②	理事・評議員の職務に関する規定で特別の利害関係を有する場合に申し出ることを定めている。	不要	不要 (※)
③	理事会・評議員会の招集通知に議案についての利害関係を有する場合に法人に申し出ることを定めた通知を発出する。	不要	不要 (※)

(※) 特別の利害関係を有する者がいた場合は、議事録への記載が必要です。



★「特別の利害関係」とは？

- ・ 評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係
- ・ 理事が、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係

【「特別の利害関係がある場合」の例示】

- ・ 競業取引（自己又は第三者のために法人の事業に属する取引を行うこと）
- ・ 利益相反取引（自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議等



◆ 理事長及び業務執行理事による理事会への報告について

【具体的な指導事項】

○理事長及び業務執行理事は、理事会で自己の職務の執行状況の報告が行われていないので、4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告すること。

理事長の職務の執行状況報告義務：3ヶ月に1回以上
(社会福祉法第45条の16)

※定款で、4ヶ月を超える間隔で2回以上と定めることも可能



◆ 理事会・評議員会の出席状況について

- ・理事会・評議員会への役員の出席がない場合は、全員が出席できるよう日程に配慮すること。
- ・続けて欠席している役員が見受けられる場合は、日程調整を行うとともに、出席方法を工夫（インターネットを利用する等）することにより、欠席者が出ないようにすること。



○本部会計

◆経理規程について

【具体的な指導事項】

○経理規程の内容が会計基準省令に準拠するよう改定すること。

経理規程⇒会計処理を行うために必要な事項（予算・決算手続等）について定めるもの



◆ 附属明細書について

【具体的な指導事項】

- 事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金の額が補助金事業等収益明細書に記載されていないため、是正すること。
- 資金収支計算書に記載されている借入金額が借入金明細書に記載されていないため、是正すること。





令和6年度 豊中市社会福祉法人等 指導監査実施方針（抜粋）



○令和6年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針 (抜粋)

前年度の指導監査、社会福祉法の改正等を踏まえ
令和6年度の指導監査における主な重点指導事項を以下に示します。

(朱書き + 下線部分が今回の改正点)

(1) 社会福祉法人

- ・ 役員等及び理事長の選任について

(2) 施設

①職員処遇

- ・ 職員の確保及び定着について



◆令和6年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針における主な重点指導事項（抜粋）

<p>(1) 社会福祉法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等及び理事長の選任について ・理事長及び業務執行理事による理事会への報告について ・評議員会及び理事会の決議について ・評議員会及び理事会の議事録について 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な取組について ・財務管理の状況について ・社会福祉法人会計基準に基づいた計算関係書類について ・引当金の適正な処理について
	<p>①職員処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置について ・非常災害対策計画・避難確保計画について ・職員の確保及び定着について 	<p>④会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務管理の状況について ・会計事務の執行管理体制について ・社会福祉法人会計基準に基づいた計算関係書類について ・引当金の適正な処理について ・委託費の弾力運用について（保育所）
<p>(2) 施設</p>	<p>②利用者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決体制の確立について ・施設内外の安全管理について ・虐待防止・身体的拘束の原則禁止について ・事故発生の防止及び発生時の対応について ・避難・消防等訓練について ・子どもへの関わりについて 	<p>⑤確認監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止について ・職員配置について ・運営規程と重要事項説明書について ・施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について
	<p>③食事提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理（検査用保存食）について ・栄養管理（給与栄養目標量）について 	



◆その他



なお、この指導監査説明会では、指導監査における事項のうち主なものを取り上げておりますが、詳細については、[別紙「令和5年度社会福祉法人等の指導監査結果（実績報告）」](#)をご参照ください。

指導監査説明会のページに掲載しています。



https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/setumeikai.html





周知事項①

- 好事例集のお知らせ
- 社会福祉連携推進法人制度HPのお知らせ
- 労働条件明示の制度改正のポイント



● 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

社会福祉法人の責務である 「地域における公益的な取組」 への期待が益々高まっている状況を踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、令和3年度に各所轄庁から推薦された好事例をまとめ、厚生労働省が作成したものの。



掲載先URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ>

政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保障・福祉一般> 社会福祉法人制度> 地域における公益的な取組



● 「社会福祉連携推進法人制度」 ホームページ

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、[「社会福祉連携推進法人制度」](#)が施行されております。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。





厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ リイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

マ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度

はじめに 設立相談窓口（都道府県） 社会福祉連携推進法人

社会福祉連携推進協議会 関係法令・通知

社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会

社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年4月から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

関係法令・通知

● 認定、運営関係

- ▶ PDF: [社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知）](#) [1MB]
- ▶ Word: [（別記様式1～9）様式例](#) [80KB]
- ▶ Word: [（別紙1様式）貸付事前合意書](#) [42KB]
- ▶ Word: [（別紙2様式）委託募集届出書及び労働者募集報告](#) [52KB]
- ▶ Word: [（別紙3）社会福祉連携推進法人定款例](#) [68KB]

- ▶ PDF: [「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.2）」について（令和5年3月22日事務連絡）](#) [1.4MB]

- ▶ PDF: [法人税法第2条第9号の2に規定する非常利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）](#) [561KB]

● 会計関係

- ▶ PDF: [社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年11月12日厚生労働省令第177号）](#) [263KB]
- ▶ PDF: [社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知）](#) [492KB]

- ▶ PDF: [社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）](#) [245KB]
- ▶ Excel: [（別添）](#) [190KB]

● 現況報告書

- ▶ PDF: [社会福祉連携推進法人の情報の公表等について（令和4年10月18日厚生労働省社会・援護局長通知）](#) [514KB]

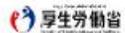




はじめに

社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携に取り組む実践者のお話をまとめ、作成した動画です。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となりますので、ぜひ以下の動画をご視聴のうえ、社会福祉連携推進法人の設立をご検討ください。

1 制度の説明



社会福祉連携推進法人の運営等について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

▶ 動画 (YouTubeリンク)

▶ 資料 [4MB]

※資料をお千円にご用意いただき、ご視聴ください。

2 実践者インタビュー



社会福祉法人の連携の推進に向けた実践者インタビュー集

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

▶ 全体版 (YouTubeリンク)

▶ 分割版 1 / 3 ~ 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成 ~ (YouTubeリンク)

▶ 分割版 2 / 3 ~ 保育所経営の現状・課題と法人間連携 ~ (YouTubeリンク)

▶ 分割版 3 / 3 ~ 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組 ~ (YouTubeリンク)

▶ 他分野の取り組み

▶ 組織別の政策一覧

▶ 各種助成金・奨励金等の制度

▶ 審議会・研究会等

▶ 国会会議録

▶ 予算および決算・税制の概要

▶ 政策評価・独法評価

関連リンク



▶ [情報配信サービスメールアドレス登録](#)



▶ [子どものページ](#)



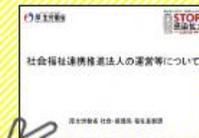
社会福祉連携推進法人制度に関連した動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。



1 制度の説明

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。



視聴は画像をクリック!

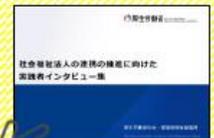
または、厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度>社会福祉連携推進法人制度

以下の項目を解説しています。

- 社会福祉法人の現状
- 社会福祉連携推進法人について
- 認定所轄庁の役割について

2 実践者インタビュー

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。



視聴は画像をクリック!

または、厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度>社会福祉連携推進法人制度

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

- 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
- 保育所経営の現状・課題と法人間連携
- 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組



● 労働条件明示の制度改正のポイント 【労働基準法施行規則第5条関係】（令和6年4月1日～）

	明示のタイミング	新たに追加される明示事項
①	全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
②	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数 の上限）の有無と内容
③	無期転換ルール（※）に基づく無期転換 申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件

（※）同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度



■ 詳しい情報や相談先はこちら（厚生労働省等ウェブサイト）

- 令和6年4月からの労働条件明示のルール改正について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



- 無期転換ポータルサイト
<https://muki.mhlw.go.jp/>



- 今回の制度改正や労働条件表示、労働契約に関する民事上の紛争について
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>



周知事項②



- 社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について
- 施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて



都道府県
各指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。ついては、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任しようその人物等から請託を受けて金銭を受取るなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受取り、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を受取り、又はその申込み若しくは約束をした者となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

（参考）

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第45条の20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第45条の21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第156条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項（第四百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処する。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp



社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について①

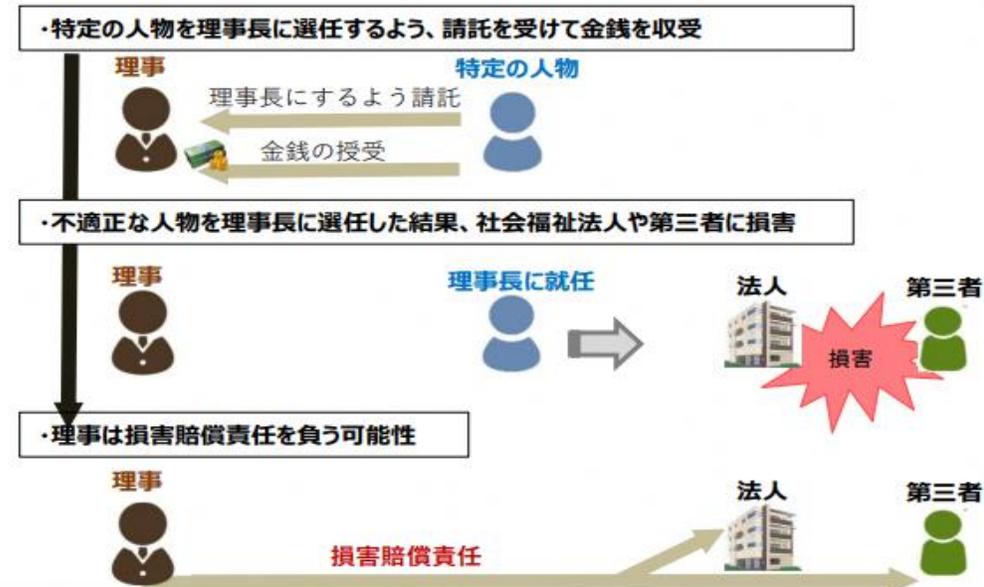
社会福祉法人制度改革以降も、

- ① 法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、
 - ② 理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生。
- ⇒ 事案のような不適切事例を抑止するため、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を注意喚起。

注意喚起

- 評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。

<例> 理事が、特定の人物を理事長に選任するよう、その人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。



社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について②

注意喚起

- 評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。

＜例＞評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を收受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

評議員・理事



選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨依頼

依頼の対価として金銭を得る



注意喚起

- 業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。



●施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて

「不適切なケア」とは、明確に虐待であるとは言いきれないものの、適切であるとも言えないようなケアを指します。

次に示すような不適切なケア等が改善されないまま放置されると、**エスカレートして虐待につながります。**そのため、このようなケア等を**早期に気づき、対処すること**が虐待の芽を摘むために必要になります。



【不適切なケア等の例】

- ・ **友達感覚**で接したり、**あだ名**や**呼び捨て**にするなど人格を無視した関わりをしたりする
- ・ **威圧的な態度**や**命令口調**で接したり、**声がけをせずに**ケア等をする
- ・ 利用者の**プライバシーに配慮せず**、スタッフ同士で話題にしたり個人情報扱ったりする
- ・ 利用者からの呼びかけを**無視**したり、意見や訴えに**否定的な態度**を取ったりする
- ・ 食事や介助の**無理強い**など、利用者に**嫌悪感を抱かせる**ような援助をする
- ・ 利用者やその家族の言動を**あざ笑**ったり、**悪口**を言ったりする



【参考資料】

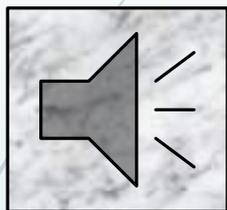
- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」
- 「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」

指導監査説明会のページに掲載しています。

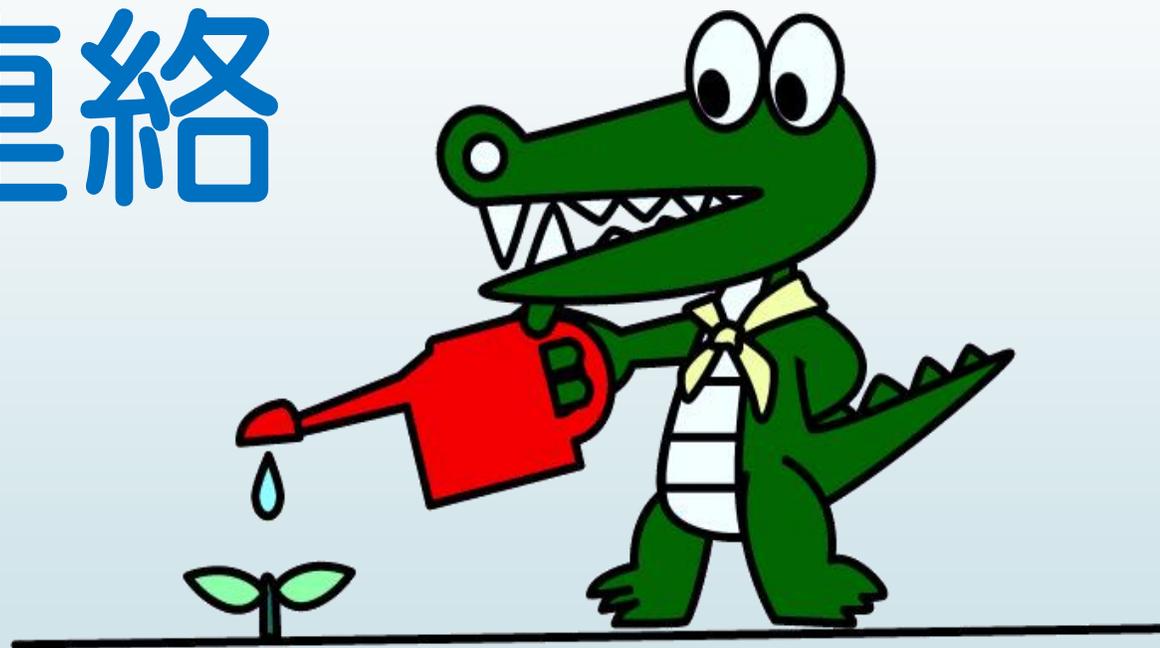


https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/setumeikai.html





事務連絡



【事務連絡】

1. 社会福祉法人現況報告書等の届出及び関係書類の提出

提出方法：財務諸表等電子開示システム等

提出期限：令和6年（2024年）6月28日（金）

2. 地域貢献活動推進社会福祉法人登録制度への登録

地域における地域貢献活動等の取組みについて、ご登録いただきますようお願いいたします。

登録期限：令和6年（2024年）8月30日（金）

※ 提出書類等を市ホームページに掲載しています。



ご清聴、ありがとうございました。

説明会に関するアンケートを実施しております。
アンケートのご提出をもって、説明会への出席とさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。



アンケートの回答はこちらから⇒

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7189

